２　届出の流れ

２ 届出の流れ

届出が必要となる行為を行う場合は、行為に着手する 30 日前までに行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日などについて飯田市へ届出してください。

届出受理後、景観育成基準や特定開発事業等の基準等により内容確認を行います。また、地域へ行為に関する情報を事前にお知らせするために、市が地域協議会へ届出が行われたことを通知します。

届出を市が受理した日から 30 日を経過した後でなければ、行為に着手できません。ただし、基準に照らし適正であり土地の利用や良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがない場合は、期間を短縮します。

特定開発事業等については、事業着手届と事業完了届が必要となります。事業完了後、市が確認を行い適合証を交付します。

特定開発事業等に該当する行為

特　定　開　発　事　業　等		
建築物	新築、増築、改築、移転	● 建築面積が 500 ㎡を超えるもの
		● 地盤面からの高さが 10mを超える部分に居室の床面を有するもの ● 階数が 4 以上の階に居室を有するもの
工作物	太陽光発電施設（一団の土地又は水面に太陽電池モジュールを設置するものをいい、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。）の建設等	● 設置面積が 500 ㎡を超えるもの ● 高さが 10mを超えるもの 注）連続して設置する場合にあっては、連続する太陽電池モジュールのうち、最下部に位置するものの下端を地盤面として、その地盤面から最上部に位置するものの上端までの高さが 10mを超えるもの
開発行為	主として建築物の建築又は特定工作物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更	● 開発区域の面積が 500 ㎡を超えるもの 注)自己の居住の用に供する目的で行うものを除く。
土地の形質変更	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	● 面積が 1,000 ㎡を超えるもの 注)土石の採取、鉱物の掘採及び公共土木工事に係るものを除く。

届出等の流れは次ページに示します。

土地利用に関する届出等の流れ

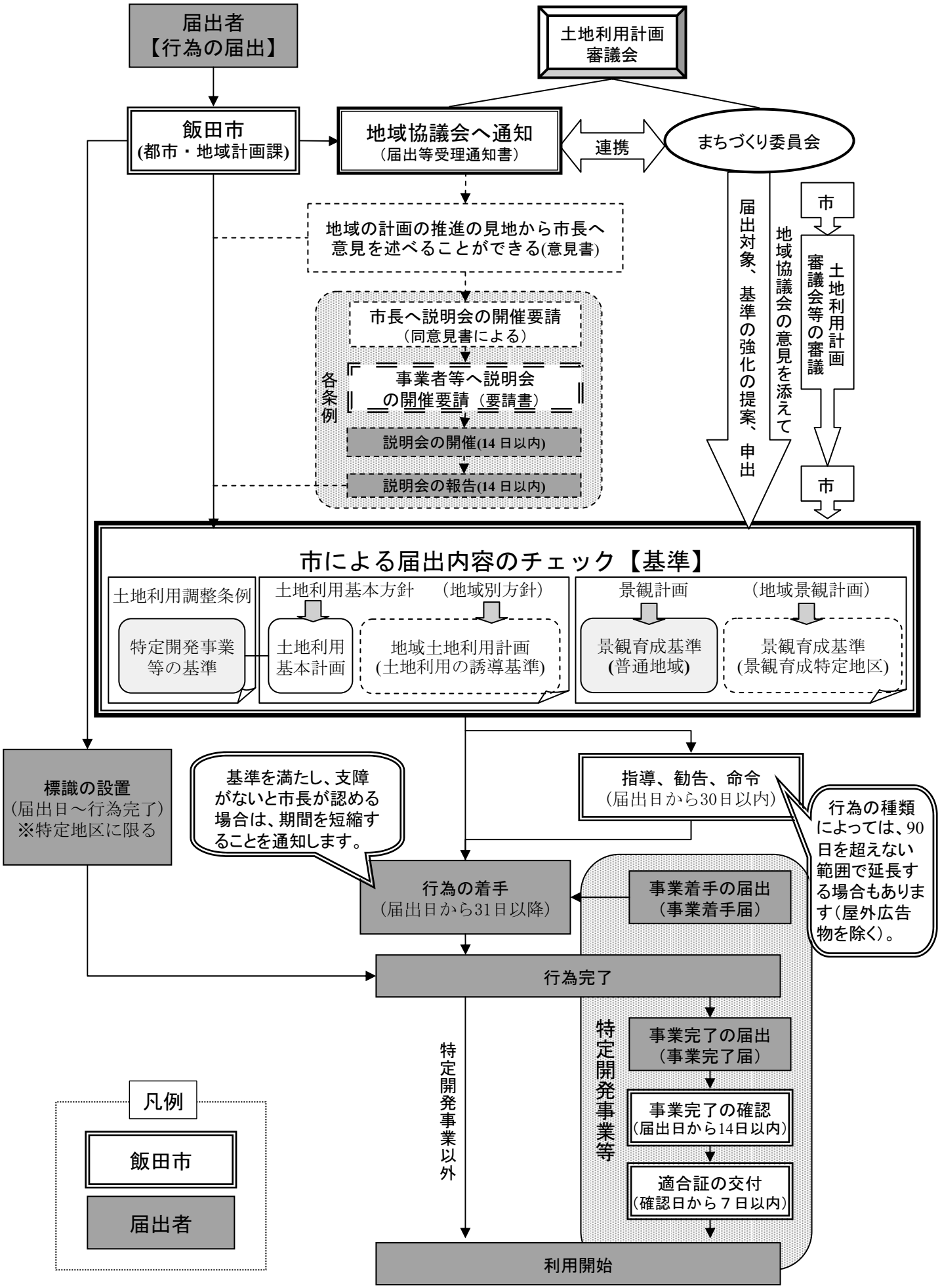

２－１　座光寺地区・上郷地区における届出の流れ

飯田市リニア中央新幹線開通を見据えた計画に基づく土地利用及び地域づくりの推進に資するための届出等に関する条例により、座光寺地区・上郷地区全域で届出が必要となる行為を行う場合は、行為に着手する 45 日前（建築物の解体については 7 日前）までに行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日などについて飯田市へ届出してください。ただし、土地利用調整条例又は景観法・景観条例の届出が必要な行為については、その届出の 15 日前までに届出が必要となります。
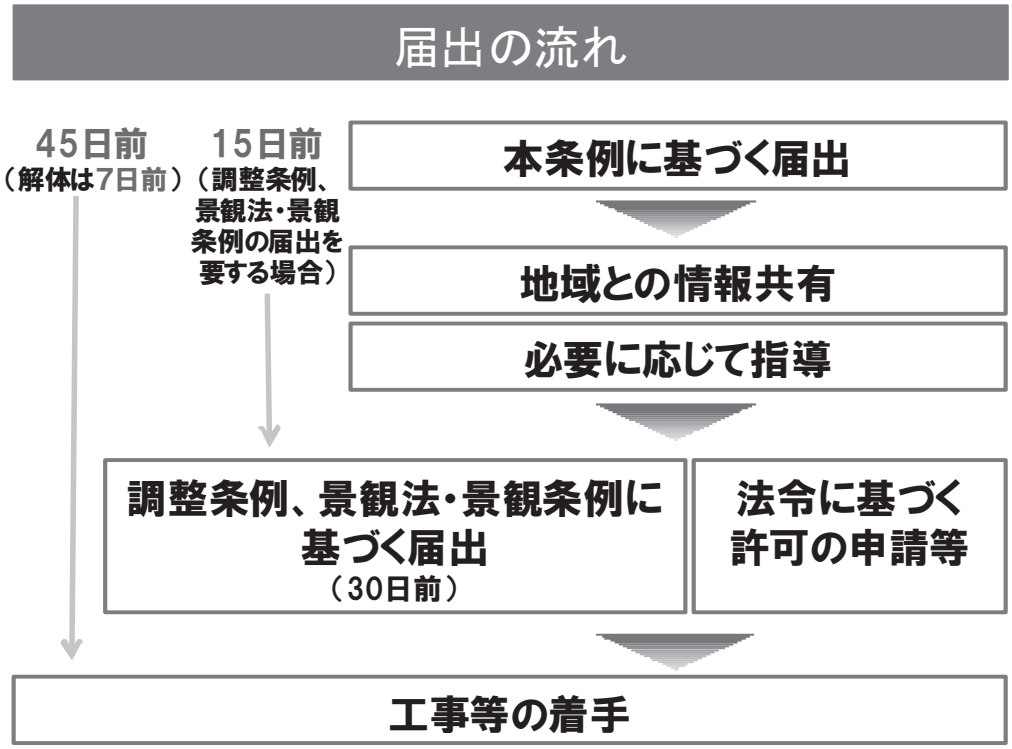
届出受理後、景観育成基準や特定開発事業等の基準等により内容確認を行います。また、地域へ行為に関する情報を事前にお知らせするために、市が地域協議会へ届出が行われたことを通知します。